

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

子育て応援金事業について（通知）

日頃より、互助会の事業運営につきまして、御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当互助会厚生事業については、令和 5 年度から令和 9 年度の事業運営を示す、第 9 次中期計画を策定するために事業の見直しを行い、皆様からの声を反映した新たな事業を開始することといたしました。

そこで、第 9 次中期計画の新規事業として下記の通り「子育て応援金」を実施します。

つきましては、貴所属の会員の皆様へ周知くださるようお願いいたします。

記

1 事業の趣旨

義務教育の子を持つ子育て世代に対する事業を拡充する。

2 事業内容

翌年度に小学校に入学する年齢に達する被扶養者がいる会員に対し、対象被扶養者 1 人当たり 5, 0 0 0 円を給付します。

3 給付する時期及び方法

互助会で対象者を抽出し、1 2 月に短期給付等登録口座へ自動給付します。なお、被扶養者の認定日等により 1 2 月に給付できない対象者は、翌年度 6 月に自動給付します。※申請や請求等は必要ありません。

担 当：教育局教育総務部福利課
互助福祉担当

電 話：0 4 8－8 3 0－6 7 0 6